

**長野県環境審議会**  
**地域と調和した再生可能エネルギー事業の推進に関する専門委員会**  
**第3回議事録**

日 時 令和5年6月20日(火)

午後2時～午後3時35分

場 所 長野県長野合同庁舎5階503会議室

|        |   |
|--------|---|
| 進行（松本） | <p>皆さん、こんにちは。今日も暑い中、お集まりいただきましてありがとうございます。定刻となりましたので、第3回となります「長野県環境審議会地域と調和した再生可能エネルギー事業の推進に関する専門委員会」を開会いたします。</p> <p>まず、資料の確認をお願いします。本日は会議次第のほか、3種類配付させていただいております。資料1が第3回専門委員会資料、横になったもの。資料2がこれまでの検討を踏まえた認識（委員長意見）。参考資料としまして、第2回の専門委員会の議事録、こちらは公聴会の部分を除いた後半の部分の議事録を配付させていただいております。資料の不足、乱丁等がございましたら、お知らせください。</p> <p>ご出席者の報告でございます。本日の会議ですが、水上委員はご都合によりご欠席となっております。上原委員は、オンラインでのご出席となっております。上原先生、よろしく申し上げます。</p> <p>本専門委員会設置要綱の第4第2項の規定により、会議が成立していることをご報告申し上げまして、設置要綱第4第1項の規定により、委員長が議長となることとされておりますので、以降の議事につきましては、田中委員長にお願いしたいと思っております。よろしくお願いいいたします。</p> |
| 田中委員長  | <p>専門委員の皆様、本日もご多忙の中ご出席いただきありがとうございます。</p> <p>まず、本日の専門委員会の運営について説明いたします。</p> <p>専門委員会設置要綱の規定により、当委員会は、原則公開で開催しております。前回に引き続き、本日も YouTube によるライブ配信を行いますので、よろしくお願いいいたします。</p> <p>既に事務局からご案内させていただいておりますが、本日は、これまでの検討を踏まえた認識（委員長意見）を中心にご議論いただきたいと考えております。</p> <p>まずはこの議論に入ります前に、前回第2回専門委員会における皆様のご意見等と対応の方向性について、そして6月1日に開催された県環境審議会の意見、当専門委員会の検討状況について、</p>   |

|              |  |
|--------------|--|
| 平林ゼロカーボン推進室長 | <p>県の方から中間報告を行っておりますので、その場でも出された審議会の意見について、それぞれ事務局からの説明をお願いいたします。</p> <p>ゼロカーボン推進室長の平林と申します。よろしくお願いいたします。</p> <p>資料1の5ページをお願いいたします。「第2回専門委員会でのご意見と対応の方向性」ということで、左側に第2回専門委員会でのご意見・ご質問、右側が現時点での本部としての対応の方向性というものもまとめさせていただきました。</p> <p>ご意見の中には、隣接する複数の事業は一団施設としてみなすべきということを検討してはどうか、ですとか、太陽光発電事業に関する情報の透明性を確保するデータベース等が必要ではないかというご意見。</p> <p>めくっていただいて6ページ、説明会の実施規模の在り方や罰則規定に対するご意見。</p> <p>7ページ、事業者が地域住民に対してその事業があること自体も何も知らせずに勝手に事業をしてしまうという状況がないようにしなければいけないというような意見が出ました。</p> <p>8ページ、市町村が上乘せすることを想定して、最低限のラインとしての条例として市町村の工夫を付け加えるところがあってもいいのではないかとご意見。</p> <p>9ページは、当日参加できなかった鈴木委員、上原委員のご意見をまとめさせていただきました。促進区域内で太陽光発電施設を設置する場合には手続を本当に免除してよいのか、景観については主観が入ることから、扱いが難しいという認識があるというご意見が出たところでございます。</p> <p>めくっていただいて10ページ、この専門委員会の本会でありまます環境審議会でのご意見です。10ページが諮問時のご意見、11ページが中間報告時のご意見です。この専門委員会でのご意見と同様に、例えば、事業者変更時のトレーサビリティも必要ではないかというご意見ですとか、促進区域事業については適切な取扱いがされるかが疑問であるというようなご意見。あとは市町村との連携が大事というようなご意見が出たところでございます。</p> <p>説明は以上になります。</p> |
| 田中委員長        | <p>ありがとうございます。</p> <p>まずは、ただいまの事務局からの説明、第2回専門委員会へのご意見と内容及び環境審議会の中間報告で出た意見での対応について、皆様のほうからご質問があればお願いいたします。いかがでしょうか。</p>   |

よろしいですか。またフリーディスカッションの時間を設けておりますので、必要があればそのときにお願いいたします。

次に、これまでの検討を踏まえた認識（委員長意見）を中心にご議論をお願いいたします。

この委員長意見は、第1回、第2回専門委員会での検討を踏まえ、新条例に備えることが望ましいと考えられる事項について、これまでの検討に対する委員長としての認識を示すもの、言い換えればこれまでの皆様の意見を最大公約数的に整理したものとお考えください。

内容については、条例の条文に含めるもの、規則に含めるもの、指針・マニュアル等に含めるもの、その他の施策として対応すべものがそれぞれ混在しておりますけれども、それは具体的に条例案の作成段階で技術的に整理することとし、現段階では、重要な論点の整理に主眼を置いています。

本日は、この委員長意見を中心にご討議をいただき、いただいた意見を反映して、県が行う条例素案のパブリックコメントの実施へつなげていきたいと思っております。

また、この委員長意見にかかわらず、皆様の方でご懸念、ご質問、ご意見等ございましたら、それもまた、後ほどご自由に意見をご表明ください。

その上でパブリックコメントを行い、そしてその結果を踏まえ、最終的に当専門委員会から環境審議会の報告として取りまとめていくと考えておりますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、資料2、こちらをご覧ください。「これまでの検討を踏まえた認識（委員長意見）」というものです。

まず3ページ、諮問事項を確認していきます。

この専門委員会は、その上部にある環境審議会に諮問されたものでありますけれども、このように書かれているということです。2050 ゼロカーボンの達成に向けて、太陽光発電の拡大を進めていくことが必要だと。一方で、地上設置型の太陽光発電が、防災面や環境・景観面等への懸念から、地域住民等と事業者などの間で課題になる事例も多く、県としていろいろな対応を取るとともに、市町村における条例制定を促進してきましたが、現在において、市町村ごとに内容が多様であったり、条例を有しない市町村もあつたり、多様であるということです。

また、固定価格買取制度を用いない事業が普及していく見込みが非常に強くありますので、それらにも対応できる実効性のあるルールが必要になってくるということです。

これに対し、地域と調和した適正な地上設置型太陽光発電事業を推進するための条例について、意見を述べるということが諮問事項になっております。これは確認です。

続いて4ページをご覧ください。4ページは、これまでの県から行われた情報提供などを踏まえて、現在この条例等について、あるいは県の対応についてどのようになされているのかということを整理したものです。

まず、長野県環境基本条例は、環境への負荷が少ない持続的な発展が可能な社会の構築を目指すと。豊かな環境が将来にわたって維持されるよう、適切に行われなければならない、まずこれを定めています。

そして長野県脱炭素社会づくり条例は、2050年までの脱炭素化を定めています。

また、長野県地球温暖化対策条例はいろいろな施策を定め、再生可能エネルギーの普及を促進する制度・施策を設けているところです。

長野県環境影響評価条例は、一定規模以上の太陽光発電施設の設置について、環境影響評価手続の実施を定めています。

また、長野県景観条例は、景観計画の区域において一定の事前の届出を定めているということです。

また、森林法に基づく林地開発許可の手続については、調整会議という合意形成の場に住民等が参加できるようにしたということを決めました。

また、流域開発に伴う防災調整池等技術基準、これは、これまで30年に一度だった対象降雨確率を50年に一度に引き上げて、実質的に規制を強化した。

このように、これまで県においては再生可能エネルギーの促進、また地域との調和、そして問題ある事業について様々な手立てを講じてきたところです。

さて、5ページをご覧ください。今度は太陽光発電等をめぐる現状です。固定価格買取制度に伴う太陽光発電、これは20kW以上の案件ですけれども、これは2013年度から始まり、2014年度をピークとして、実はその後毎年減少している傾向にあります。特に直近は588件、446件、2020年度216件と、大幅に減少してきております。

固定価格買取制度は、これまで制度の改正によってだいぶ設置件数、言わば乱開発になるような事業が減ってきている一方で、依然として投資的開発案件の存在、権利の転売による事業主体の変化、部材等の価格低減を待つ未稼働案件等の課題がまだ残されているという現状があります。

そして最近では、この固定価格買取制度を用いず、直接的な取引が拡大すると想定されており、この固定価格買取制度に基づく情報公開だとか、調整の仕組みが、この場合は使えないということになっています。

一方、市町村が地球温暖化対策推進法によって促進する区域を定めるポジティブゾーニングということができるようにもなりました。長野県全体におきましては、県として地域と調和した太陽光発電施設の設置を促進するために、様々な施策を講じているところ です。

6ページをご覧ください。地上設置型太陽光発電等のトラブル、これまでの県の報告、それから参考人の情報などから、このように整理されるということです。

まず、長野県での地上設置型の太陽光発電の設置をめぐるトラブルは、全国の中でも多い方だと考えられるということです。また、長野県の市長会や長野県市議会議長会などからも、こうした問題案件について対応を要望されているところ です。

また、傾斜度と災害の発生関係を見ていきますと、斜度30度以上から急速に崩落・滑落率が上昇していることが明らかになりました。

そして、長野県77ある市町村のうち、設置を規制する条例を有しているのは28のみで、十分に今のところ有効な対策が全県的に講じられているという状況にはないということです。

そして47都道府県のうち、宮城、山形、山梨、兵庫、奈良、和歌山、岡山の7県が発電施設に関する県としての何らかの条例を有しています。

また地上設置型の太陽光発電施設に限らず、全般的な土地利用規制の不十分さが、結果として不適切な設置を可能にし、トラブルの根源になっていることが、山下参考人からも指摘されたところ であります。

ということで、7ページになります。以上から、この条例を検討するための立法事実として、次の点が確認できる、合意できるという ことです。

まず、①長野県内における地上設置型の太陽光発電施設をめぐるトラブルの多さ。②事業動向の変化に伴うトラブル増加の懸念。③市長会・市議会議長会からの要望。④一定斜度以上の傾斜地における土砂災害の危険性。⑤土地利用規制の全般的な不十分さ。⑥規制のある他県から長野県への潜在的なトラブル案件の流入のおそれ。⑦持続可能な社会づくりの長野県・市町村の条例・政策体系における空隙の存在。⑧持続可能な社会づくりを定める環境基本条例、脱炭素社会づくり、地球温暖化対策の各条例の要請、地域と調和していくということですね。このような立法事実がきちんと認められるということになり、これに基づいて条例を制定していくことが必要だということです。

8ページをご覧ください。この条例の案における基本方針、これまで皆様の議論を整理すると、おおむねこのようなことにまとめ

られるのではないかということです。

①「環境基本条例」「脱炭素社会づくり条例」「地球温暖化対策条例」の理念・目的を受けて、地上設置型の太陽光発電施設と地域の調和を促進し、もって持続可能な社会・脱炭素社会づくりに寄与するというような目的。

②地上設置型の太陽光発電施設のほぼ全て(10kW以上)を対象にするとともに、委員会でも指摘されてきましたが、小規模施設等に分割した条例逃れを認めないようにすること。

③特に環境配慮が必要な区域を指定し、環境影響が懸念される一定規模(50kW)以上の事業について、環境配慮の手続を定めること。

④全ての区域において、事業による景観と環境への配慮を促進すること。これは事業規模も問わず、区域も問わず、一般的に行うべきということです。

⑤事業の情報公開を促進するとともに、事業者と住民等との合意形成を促進する仕組みを講じること。これは、特に参考人からも重要性が指摘されたところです。

⑥災害リスク等の高い場所を指定し、特別な対策を求めるとともに、その手続を定めること。

⑦着工から運転開始までの間の工事、運転開始から運転終了までの維持管理、運転終了後の措置等について、適切な対応を求めるとともに、その手続を定めること。これは、この専門委員会の中でも何度となく指摘されたことだと認識しております。

⑧上記の実効性を確保するため、必要な権限・義務等を定めること。これは市町村などの要望もあったところです。

では、次に詳細について説明していきます。

環境配慮のプロセスです。環境影響が懸念される一定規模(50kW)以上の地上設置型の太陽光発電施設を、環境配慮が必要な区域に設置する場合、事業者は、事業が環境に影響を及ぼす影響を整理し、環境保全策を検討すると。

では、特に環境配慮が必要な区域、環境配慮区域としてはどういうところなのか。次を指定することが妥当と考えられます。

①水道水源保全地区、②水資源保全地域、③国立公園・国定公園・県立自然公園、④自然環境保全地域、⑤鳥獣保護区、⑥希少野生動植物生息地等保護区、⑦郷土環境保全地域、⑧国有林、⑨地域森林計画対象森林、これらの区域に一定規模(50kW)以上の発電施設を設置する場合は、特別に手続が必要だということです。

なお、環境影響評価法・条例の対象事業については、環境影響評価手続(アセス手続)の実施をもって環境保全策の検討を行ったとみなすと。当然こちらのほうが厳しいわけですから、厳しいほうが優先するということです。

そしてもう一つ重要なことですが、あくまで全ての区域において事業による景観と環境への配慮は当然促進されてしかるべきだということです。この場合、あくまでそれは特に必要な場所は手続を定めるということです。

続いて10ページをご覧ください。今度は情報公開と合意形成のプロセスです。

条例で対象とする全ての地上設置型の太陽光発電施設は、これは環境配慮区域に限らずということです。許可申請、あるいは届出を行う一定期日の前に、これが30日がいいのか、60日がいいのか、45日がいいのか、それはまた県に技術的に検討していただくとして、一定期日の前に、事業計画の基本的な事項、骨格である事業基本計画を県に提出するということです。

事業基本計画は、少なくとも次の事項を含める。①事業計画の概要（事業者名、連絡先、場所、規模等）です。②景観に配慮するための事項、③環境に配慮するための事項、④災害対策に関する事項、⑤維持管理に関する事項、⑥地域社会に資する事項、特に②～⑤についてこの専門委員会で重要性が指摘されたところです。また、⑥については、参考人からの意見で、こうしたものがしかるべきだというようなことが指摘されたものになります。

事業者は、周辺住民への適切な開催周知を行った上で、計画予定地の近くで説明会を開催しなければならない。事業者は、終了後に説明会の記録を県に提出する。

事業者は、住民から説明会、もしくは一定期間、例えば、説明会から30日以内など、そのような期間に出された質問や意見に対し誠実に対応しなければならない。「誠実に対応しなければならない」というのは、請願法に誠実に処理しなければならないという条文がありまして、それから取ったものになります。

この場合は何を意味するのかということ、合理的な理由を付して文書等で応答しなければならない。つまり、単に住民の意見に対して「できません」とかではなくて、きちんと合理的な理由を付して応答しなければならないということを義務づけるというものです。

県は事業基本計画と説明会の記録の提出を受けたとき、速やかに公表する。事業者はそれぞれの写しを事業を予定している市町村に提出する。ですから、市町村も同時にきちんとその情報を得ることができるようにするということです。

11ページです。それでは次に、災害リスク等の高い場所のプロセスがどうなるのかということです。

災害リスク等の高い場所を特定区域と定め、条例の対象となる地上設置型の太陽光発電施設について、県の許可を受けずに設置することを禁止するということです。

これらの特定区域とは、次を指定することが妥当ではないかということです。①地域森林計画対象森林、②砂防指定地、③地すべり防止区域、④急傾斜地崩壊危険区域、⑤土砂災害特別警戒区域、既に一定の開発等について規制がされているエリアということになります。それらの中で、手続をきちんと統一化していこうということになります。

事業者は、事業基本計画の提出から一定期日が過ぎ、事業者の住民の理解が得られたと判断した場合、許可を申請できる。これはどういうことかと言いますと、一定期日が過ぎた場合、その許可の申請だとか届出、特に届出ですが、受理をしないという訳には、行政手続法の関係からいかないことになります。

一方で、この事業者がいつ提出するのかということは、やはりそれは住民の理解が一定程度得られたと少なくとも事業者が判断し、説明責任を負った形で申請をするということです。

許可の申請には、事業の詳細に関する計画に加え、説明会の記録、維持管理計画等、県が指定する書類等も添付する。事業者は申請の写しを市町村に送付する。つまり、事業者には説明責任が生じるということになるわけです。

県は市町村の意見を聞く、この場合ですね。また、専門家等の意見を聞くことができる。

県は申請があったとき、あるいは申請を許可したとき、その旨を公表するということです。

12 ページです。この災害リスク等の高い場所は、許可になりますので、当然条件が必要になります。

県は、事業が次の要件に適合している場合に限り、申請を許可する。逆に言えば、適合していない場合は不許可とするということです。

地域森林計画対象森林の場合は、①土砂災害等を発生させるおそれがないこと、②水害を発生させるおそれがないこと、③水の確保に著しい支障を及ぼすおそれがないこと、④環境を著しく悪化させるおそれがないこと。

砂防指定地、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域の場合は、土砂災害等を発生させるおそれがないこと。

土砂災害特別警戒区域の場合は、①土砂災害等によって太陽光発電施設に損壊が生じるおそれがないこと、②万が一土砂災害等によって太陽光発電施設に損壊が生じた場合でも、人の生命、身体、建物等に被害が生じたり、交通を遮断したりするおそれがないこと。例えばその施設の下にある住宅とかを巻き込んだりしないように対策がされているということになります。

そして、斜度 30 度以上の箇所や斜度 30 度未満であっても災害の発生を助長する恐れがある場合は、つまり、斜度 30 度以上の場

合はもう必ず、斜度 30 度未満であっても災害の危険性がある場合は、地域森林計画対象森林や急傾斜地崩壊危険区域での許可基準に準じて、安全基準に適合しなければならないということです。ですから、斜度 30 度以上の場合は必ずということになります。そして斜度 30 度未満であっても、周辺の地形などから見て、災害の発生を助長するおそれがある場合は、このような対象になるということです。

それから、事業者が、太陽光発電施設の設置に関し不正な行為をするおそれがないこと。これは専門委員会や県から論点として示されていたところになります。

県は、災害防止での必要な限度で、許可に際して条件を付することができる。もちろん、この災害防止というこの限度を超えて、いろいろ県が担当者の裁量で条件を付することができるわけではないわけです。それは行政手続法に違反するのですが、あくまでも災害防止に必要な場合、こういうことをやってくださいと条件を付することができるということです。

これらが満たされない場合は、申請は許可されないということになります。

さて、災害リスク等の低い場所のプロセス。先ほどの特定区域以外になります。13 ページです。

事業者は、事業基本計画の提出から一定期日が過ぎ、事業への住民の理解が得られたと判断した場合、県に事業の計画の詳細を届け出ることができる。

事業者は、届出をしてから一定期日を経過した後でなければ、工事を行ってはならない。

県は、災害防止のために必要があると認める場合、事業者に必要な措置を取るよう命ずることができる。これは、特定区域でなくても、その場所によっては災害の生じるおそれがあると考えられる場合があるわけです。その場合は、県が事業者に必要な措置を取りなさいと命ずることができる。当然、この命令に反した場合は、この後の実効性の確保のところになりますが、命令に反した場合の措置があるということです。

そしてまたこの場合、県は、市町村・専門家等の意見を聞くことができる。県は、届出があったとき、災害防止等に必要な命令を行ったとき、その旨を公表する。事業者は、届出の「写し」を市町村に送付する。

ですから、この許可申請、あるいは届出があった場合、市町村も必ずその事実を把握することができるということです。

続いて 14 ページです。着工から運転開始、運転終了までのプロセスになります。

事業者は、工事に着手するとき、そして工事を完了するとき、こ

れは言わば運転を開始するときとほぼ同じですが、その旨を県に届け出なければなりません。

事業者は、維持管理計画の実施と運転状況について、県に定期的な報告をする。

事業者は、事業を廃止しようとするとき、廃止後の措置を含めて、その旨を県に届け出なければなりません。

県は、上記の届出・報告があったときは、その旨を速やかに公表する。事業者は、上記の届出・報告の「写し」を市町村に送付する。

事業者は、工事の開始から運転の終了までの間、事業者名、連絡先等を記載した標識（看板）を事業を行っている場所に掲げなければならない。これも専門委員会から必要性が指摘されたこととなります。

15 ページです。それでは、これらの措置についてどのように実効性を確保していくのかということになります。

まず、県は、事業者に対して必要な指導・助言をできるという規定を置きます。これによって、軽微な問題だとか、そうしたことに機動的に対応できる、柔軟に対応できるということになります。

二つ目、県は、事業者に対して、必要な報告・資料の提出を求めることができる。

県は、必要に応じて、事業所・施設等に立ち入り、太陽光発電施設・関係資料等进行检查し、関係者に質問できる。言わば、立ち入り検査の規定になります。

県は、条例に反する場合、合理的な理由なく県の求めに応じない場合、期限を定めて、事業者に対して適切な措置を講ずるよう勧告できる。先ほどの命令、言わば特定区域以外の事業において、災害対策の措置を取るべきと命令した場合に、事業者が取らない場合、当然必要な指導・助言を行ったり、立ち入り検査を行った後、この勧告を行うということになっているわけです。

そしてこの勧告に従わない場合、次です。適切な措置を講ずるよう命令できる。これは措置命令と条例上言うことになると思います。

そして県は、許可の取消しや上記の勧告・命令をしたとき、事業の関係者（需要家等）にその旨を通知できる。つまり、特にこれは PPA を意識したものになりますが、これも参考人意見でありましたが、やはり多くの都市の企業さん、需要家は、それが環境に配慮しているものだから買うと。当然そうした信頼関係が崩されていくと、それは契約の違反になっていく、あるいは取消しになる可能性があるわけです。

これは一つ、言わばそうした PPA に基づいて太陽光発電事業を行う事業者さんにとっては、きちんと県の条例を守らなければ、事業が成り立たないということの意味するわけです。

そして最後、県は、許可の取消しや上記の命令をしたとき、事業者の名称等を公表する。しっかりここも公表するということです。

16 ページです。さて、もう一つ、市長会などから要望があった点ですが、罰則についてどうするのかということです。

これは、他県等の事例を見た場合に、ここは法令の均衡、バランスということが必要になりますので、次に該当する者は、5万円以下の過料に処するとするのが適当ではないかということです。①許可等を受けずに事業を行った者、②不正な手段で許可等を受けた者、③届出をせず、または虚偽の届出によって事業を行った者、④正当な理由なく、報告等を行わず、または虚偽の報告等を行った者、⑤検査の拒否等を行った者。ここまでは過料の罰則になります。

そして、県は、市町村や行政機関に対して、協力を求めることができる。これは一般的な規定になりますが、この後は、一つポイントになります。事業者は、県・市町村から事業に関する意見を文書等で受け取ったとき、誠実に対応しなければならない。先ほどのものと一緒です。合理的な理由を付して文書等で応答しなければならない。例えば、住民の説明については一定期間この措置が義務づけられますけれども、県、そして市町村については、意見をこの事業者にも文書等で述べたとき、これは必ず事業者に応答義務が、その全期間、事業の全期間あるということを定めることになります。

県は、市町村の条例によって、この条例の目的を達成すると規則で定める場合、その市町村の区域において、この条例の全部または一部の規定を適用しない。これは、県からの論点、そして参考人意見からも示された論点になります。

さて、これだけでは皆様にいただいた専門委員会からの意見を十分に反映することができない、一方で、条例には直接的になじまない点もありましたので、このように17 ページに付記しておきます。

県は、条例に関連して、指針、基準、解説、マニュアル等を整備すること。特に、事業基本計画書・申請書・届出書等のフォーマット、環境配慮区域における環境保全策の検討手順、景観の配慮措置、説明会の開催手順、説明の記録方法について、明確にすること。やはり条例の条文だとか、規則レベルで景観や環境への配慮手続や配慮事項を細かく定めることはなかなか難しいのですけれども、そこについては、指針やマニュアル、そうしたものでしっかり明示をしてほしいということになっております。

県は、申請等の提出及び公表に際して、可能な限りデジタル化するとともに、データベース化することなどによって、一元的かつ分かりやすい情報提供に努めること。データベースに際しては、プロセス、運転状況、苦情・対応等についても情報提供すること。とい

うことで、これは専門委員会からの指摘を含めております。

県は、環境配慮区域や特定区域、促進区域、自然環境、その他の情報等を地図等で明確にし、事業者が事業の最初において必要な手続を理解できるよう、支援システムの整備に努めること。つまり、これらの情報をしっかり提供しなければ、今度は大きな資本しか事業ができないこととなりますので、一方地元の小さなグループ、あるいは中小企業が同じように手続ができるよう、一方その支援システムが必要だということになるわけです。

県は、地球温暖化対策法の促進区域について、地域社会に好ましい事業を促進するために、協定や援助等の必要な措置を講じること。促進区域の適切な設定のため、市町村の支援に努めること。これも、促進区域を一律除外するという事はなかなか難しいのですけれども、何らかの形で手続を緩和したり、あるいは誘導したりということも、今後必要になるかと思えます。今回はそこまで議論できませんでしたが、できれば次回、こうした点についてはより深く議論ができればと考えております。

県は、営農型太陽光発電施設について、地域と調和せず地域に裨益しない施設が設置されないよう、そして設置される場合には、地域と調和し地域に裨益する施設となるよう、長野県独自のガイドラインの整備等、必要な措置を講じること。これも、条例の外になりますけれども、やはり意見として参考人などからこの専門委員会でも示された点になります。

そして、同様の影響をもたらす開発行為等に関する他の規制をレビューし、本条例との整合性を図ることということで、これも参考人から指摘され、そもそも土地利用規制が非常に不十分で、その間隙を打ってこうしたトラブルが起きているということがありましたので、太陽光発電だけが厳しく規制され、ほかの開発が野放しで結局災害等が起きてしまっただけでは、これは何の意味もないわけですから、当然これを機会に、他の開発行為等に関する規制もきちんとレビューして、同じような手続、同等の手続等を定めていただきたいということになります。

そして18ページです。今、全体のフローを説明して、私からの説明を最後とさせていただきます。

まず、対象については地上設置型の太陽光発電施設(10kW以上)、当然これは分割逃れなど許さないようにするという事です。

第1段階は環境配慮プロセスです。環境配慮区域で50kW以上の事業については、この環境配慮プロセスで環境への影響と涵養保全策の検討を行うこととなります。環境影響評価法・条例対象事業はこの点をアセス手続で対応することとなります。

一方、それ以外については、このプロセスそのものは省かれますけれども、環境と景観への配慮が免除されるわけではない。この点

は非常に重要な点で、環境への配慮と景観への配慮は、この合意形成プロセスにおける事業基本計画の中に、どのように行うのか書かなければならないので、全く何もしないでいいということではない。あくまで、特に必要な場合はこうした特別な手続を定めるといことになります。

第2段階は合意形成プロセス。事業基本計画の提出・公表・説明等を行います。

そして、ここで一定の理解が得られたと事業者が判断した場合、第3段階災害対策プロセスです。特定区域の場合は県への許可申請を行い、特定区域外での場合は県への届出を行います。

そして、これが認められた場合第4段階工事プロセス。工事、県への届出を行い、そしてまた、運転プロセス、県への届出を行い、また定期的な報告を行い、そして終わる場合もその廃止届を行って、その措置も含めて報告をする。この全プロセスを通じて、県を通じて情報公開を行うということになります。これも参考人からの意見で、情報公開は非常に重要だというような指摘があったことを踏まえております。

以下、19ページ以降については、これまでの専門委員会での論点、それから県から専門委員会に対して示された論点、そして参考人からの意見について、どのように主な意見について反映したのかを整理したものになっております。

以上で、私からの説明を終わりますけれども、県の方で、あらかじめこれを補足する情報・資料を作成していただきましたので、県のほうから説明をお願いいたします。

平林ゼロカーボン推進室長

もう一度資料1をお願いいたします。12ページ、「これまでの検討を踏まえた認識（委員長意見）」に対する補足資料ということになります。今まで提示させていただいた資料も併せて提示させていただいておりますので、新しく提示した部分だけかいつまんで説明させていただきます。

14ページお願いします。太陽光発電事業のトラブル事例についてです。

県内で地上設置型の太陽光発電事業に関する地域とのトラブル・懸念に関する報道の件数を県で集計したものです。この10年間で52件確認されています。トラブルというのは主観的な部分もあるかと思いますが、地域との間で何らかのハレーションを起こしている事例があるということは確かと認識しております。

続きまして、15ページお願いします。太陽光発電における目標達成のため、2030年度に向けて現状から約60万kW程度野立て太陽光が必要であるという認識で県はおります。現状102万kW、面積で言いますと2,040ha、これを2030年度までに163万kW、約

3, 300 haの事業面積が必要と考えております。

下の部分になりますが、こういった条例での対応と併せまして、一番下の右側、太陽光発電普及の施策というものもこれからさらに重要度が増してくると認識しております。

16 ページ、これは条例の位置づけです。長野県は環境基本条例がありまして、その下に脱炭素社会づくり条例ですとか、地球温暖化対策条例があります。具体的な施策を示しているのが、長野県ゼロカーボン戦略ということになりまして、この視点を大事にしながら、今検討している条例ですとか、一番右側にあります、先ほどの話と同じになりますが、太陽光発電の普及施策というのを両方併せて考えております。

18 ページをお願いします。委員さんの中でもいろいろなご意見をいただきましたが、分割案件の対応につきましては、脱法的に対象規模未滿へと意図的に分割する懸念が生じますと。本条例においては、再エネ特措法ですとか、電気事業法等の考え方を参考として、意図的に対象規模未滿へと分割された案件については、そういったものを認めないといえますか、申請・届出を認めない方向で仕組みを考えていきたいとしております。

少し飛びまして 23 ページ、安全確保措置の関係ですが、斜度 30 度で話はこれまでもされておりましたが、特定区域外や斜度 30 度未滿の箇所においても、災害を助長するおそれ及び地域住民の方が災害の不安があるという事案が想定されております。特定区域外でも防災関係箇所への設置や、地域住民からの不安等を確認した場合には、専門家への意見の聴取などを行い、必要に応じた安全確保措置の実施命令を行うという仕組みも考えていきたいとしております。

26 ページをお願いします。市町村への技術的助言です。本条例においては、市町村の皆さんが地域状況の把握などの観点から重要な役割を担っていると考えております。防災・景観その他の事例について技術的な視点が必要であることから、県による技術的助言として、市町村向けのガイドラインの作成を検討していきたいと考えているところです。

30 ページ、実効性の確保、事業の透明性の観点です。今トラブルが散見している事案としては、どこで誰が事業を行い、現在どのような状況であるかという透明性の確保が保たれていなくてトラブルになっているケースも散見されていることから、県内の太陽光発電の事業計画や事業進捗状況が分かるようなデータベースなどの作成や、これまでのデータベースと合わせた公表する仕組みなどを検討していきたいと考えています。

長野県では、左側に写真が載っていますが、信州屋根ソーラーポテンシャルマップ、これは太陽光の屋根でのポテンシャルを表し

|       |  |
|-------|--|
|       | <p>ているマップですとか、信州くらしのマップ、これは各種法令等の区域などの土地情報の確認ができるような仕組みを現在持っておりますので、こういったものを活用するとか、組み合わせるとか、そういったデータベース的なもの、見える化を図っていきたいと考えております。</p> <p>32 ページお願いします。促進区域制度です。委員の皆様からのご意見が出ましたが、促進区域内の事業については、地域との合意形成に関して、その手続により担保ができないことから、対象事業から除外としない方向でいったん検討するものの、ただし、地域と調和し、地域内経済循環に資する太陽光発電事業の推進のためには、市町村が促進区域を適切に設定できるよう、県として具体的な支援を考えていきたいとしております。</p> <p>主立ったところですが、説明は以上となります。</p> |
| 田中委員長 | <p>ありがとうございました。</p> <p>一気に説明を行ってききましたけれども、これまでの説明、もしくは説明に直接関係しなくても結構です。皆様からのご意見を順次伺ってまいりたいと考えております。</p> <p>最初に、オンラインで恐縮ですけれども、上原委員、可能でしょうか</p>   |
| 上原委員  | <p>上原です。特段ございません。大丈夫です。ありがとうございます。</p>   |
| 田中委員長 | <p>ありがとうございます。何かお気づきの点がありましたら、お気軽にご発言ください。</p> <p>続いて、小松委員、お願いします。</p>   |
| 小松委員  | <p>私からは、ここが組み入れていただいていたよかったですというところで、公表ということがとてもいいかなと思っています。特に、先ほどご説明があったポテンシャルマップと併せてというのは、ほかの市町村のところも見られるわけでもとてもいいかなと思っています。</p> <p>それと、技術的助言の中で、協定書も案を示していただくということで、大変市町村としてはやりやすいかと思っております。</p> <p>1点、事業計画が出されるのが、県にいったん出されて、その後住民との合意が終わった記録が出たところで公表になりますか。</p>  |
| 田中委員長 | <p>違います。基本計画書が提出されたら速やかに公表すると。</p>   |
| 小松委員  | <p>分かりました。市町村への時差が生じてしまうかなと思ったの</p>  |

|       |  |
|-------|--|
|       | で。   |
| 田中委員長 | 住民へも含めて時差はないとお考えください。  |
| 小松委員  | ありがとうございます。以上です。   |
| 田中委員長 | ありがとうございます。<br>続いて、鈴木委員、お願いいたします。  |
| 鈴木委員  | これまでの議論をほとんどまとめていただいて、すばらしい内容じゃないかなと思ったのですが、一つ確認ですが、最後のほうにお話のありました32ページの促進区域制度ですが、これはよく分からないのですが、これまでの説明だと全ての地上設置型の10kW以上の太陽光発電施設がこの対象になると説明されたと思ったのですが。ここでは対象事業から除外としない方向で検討するという事は、まだ入っていないということでしょうか。   |
| 田中委員長 | 委員長意見としましては、もう促進区域においてもこの条例が全く適用されないということは考えていないということになります。つまり、例えば何らかの一部を省略すると、例えば産業団地とかそういう場合は実態に即して何らか設ける必要はあるかもしれませんが、この促進区域も含めて全て対象にする必要があるというのは、前回の参考人意見でも示された、必要性が指摘されたところですので、そこは外しておかないということになります。 |
| 鈴木委員  | 分かりました。私のヒアリングのときの意見に対する答えも、除外しないという方向で検討するとしかなかったものですから、確認させていただきませうけれども、一応この会としては、それも条例の対象にすると。  |
| 田中委員長 | 当然です。  |
| 鈴木委員  | 届出も、全てとは言わないけれども、ある程度届出が必要になると。  |
| 田中委員長 | ですから、この条例が全く外されるということはないということです。   |
| 鈴木委員  | それから、前もどこかでお話ししたかと思うのですが、実は既存の施設については全くここでは触れられていません。これは他県の状況で見ると、まさに山梨にあり、岡山も、山梨は隣の県ですの   |

|                               |  |
|-------------------------------|--|
|                               | <p>で、隣の県では既存事業も計画、作成、公表、事故対応、廃棄等については全て対応することに書かれているのですね。これは直接見ているわけではないのであれですけども、資料としていただいている分を見るとそうなっているのですが、長野県では、今恐らくないでしょうけれども、これは必要ないのでしょうかということです。</p>  |
| <p>田中委員長</p>                  | <p>その点については、まだこの委員会で議論していないという認識でありますので、既存のものについてどうするのか、この条例に含めるかどうかというのは非常に難しさがあります。やはり事後遡及をすることになりますので、法律上そうしたことは基本認められない、あっても普通は無効になりますので、ただ既存の場合の安全性だとか、環境に著しく問題がある場合に、何らか改善を県が求めるとか、その施策については県の方で研究をしていただくということではいかがでしょうか。</p>                                |
| <p>鈴木委員</p>                   | <p>分かりました。少なくとも、いわゆる上位法との関係で、ほかの県が制定しているわけですから、制定してもいい場合があるのですね。まあいいです、分かりました。</p> <p>少なくとも私が常に懸念しているのは、今あるものでも、終了して廃棄するときには本当に大丈夫かというのをどこかでやはり担保していただきたいという思いがあります。計画については既に走っているわけですから、計画は必要ないと思いますが、今後事故の対応や廃棄するときにはどうするかというのは、既存施設も対象にしていただければという意見でございます。</p> |
| <p>田中委員長</p>                  | <p>そこは県の方で研究をしていただくしかないものですから、法令の関係の研究をお願いします。</p>   |
| <p>平林ゼロカ<br/>ーボン推進<br/>室長</p> | <p>はい。資料1の28ページ、答えとしては検討させていただきますですが、維持管理・廃棄等については、こういった整理をいったんしています。県が定める維持管理基準に従い、適切な維持管理を義務づけるということで、すみません、これはまだ括弧書きですが、既存事業者も対象とするかは検討させていただきますというふうになっています。</p>   |
| <p>田中委員長</p>                  | <p>要は、他県で条例をつくっていても、法令の条文が無効になるかどうかは、あくまで裁判が起きて個別の案件がこういうふうには憲法とか法令に照らされて訴訟になった場合で、裁判で判決が下りた場合だけです。</p> <p>ただ一方で、一般的に既存の事業者とかに後から法律をつくっ</p>  |

て何らかの義務づけを、言わば厳しいものを行うというのは一般的には難しく、普通は法令の審査で通らないのが一般的です。

ただ一方で、そこは何らかできないのかというご懸念はそのとおりだと思いますので、そこはぜひ県に、条例で対応するのか、施策で対応するのか、もしくは何らかのほかの方法があるのか、あるいは既存の法令とかでもそのような例があるのか、まずは研究をしていただくことでしか、ここは引き取りにくいかなと考えているところです。そこは県の方で研究をよろしくお願いいたします。鈴木委員、よろしいですか。

鈴木委員

はい、結構です。

田中委員長

それでは、茅野委員、お願いいたします。

茅野委員

全体に田中委員長の説明はスッと入ることができました。前回以後のお話の中で、資料1の9ページだと思うのですが、景観については主観が入ることから扱いが難しいということが景観の専門の上原先生から挙がってまいりまして、この条例の全体を見ましても、あともう一つ難しい点が残っているとすれば、この景観の取扱いかなと思っております。

ここは、この条例自体を市町村とキャッチボールしなければいけないということですが、景観についての合意形成は、まだ景観については公共の利益があるということは法令で確定しているわけですが、どこからどこまでがよくて、どこからどこまでが駄目なのか、また社会通念というものも変わっていくものですから、まさにここは県民とキャッチボールをしながら、この条例の運用を深めていって詰めていくところかと思った次第です。

全体の流れについては、以上の点の留保が残りますが、異論はございません。

細かな点で3～4点ほど申し上げますと、まず、小松委員のコメントがありました。資料2の10ページ、「県は『事業基本計画』と『説明会の記録』の提出を受けたとき、速やかに公表する」、市町村への提出というのが事業者の役割になっているのですが、ここで小松委員からは、恐らく事業者によっては、大学でもレポートを提出しない学生はおりますけれども、それぞれの写しを市町村に提出するというのが若干タイムラグが出る可能性があるということ。これはテクニカルな話だと思いますので、そういったタイムラグが生じないように、県にご配慮いただきたいと思っております。

2点目は、鈴木委員からありました既存の施設の取扱いです。確かに資料1の44ページ、他県における状況を拝見いたしますと、

山梨県や宮城県等では、廃棄物の適正処理も条例の中に既存施設も含めて入っているということですが、本来であれば、固定価格買取制度に則って国の認定を受けて事業化している案件については、計画の時点で基本的事項、保守点検、運転を開始する時点で廃棄物の適正処理についての計画も国に提出しなければいけないということになっておりますので、おそらく、先ほど田中委員長とも議論がありましたけれども、山梨県や宮城県の条例を細かく見ていませんが、「廃棄物の適正処理に努めなければならない」というような、そういった文言なのかなと思っております。

ここは国の制度が本来きちんと運用されていれば、県がわざわざ規定を設ける必要はないところなのかなと思いますので、むしろ知事のほうから国に対して、ここはしっかり頼むということを書いていくべき事柄かなと思います。

特に 2030 年代の中盤以降は、FIT が 20 年間終わって廃棄に入るということで、国のほうでも廃棄の委員会を既に立ち上げておりますけれども、私は個人的に懸念いたしますのは、20 年間終わる直前で事業者が変更になって、責任の所在が曖昧になるというところが今後出て来かねないということ、個人的には各地を見ておりますと感じております。

そこは県というよりも国が全体的に網を掛けないと、モラルハザードが起きてくるということで、長野県だけ、山梨県だけ、宮城県だけが頑張ってもあまり意味がないと思いますので、重要な点ですが、そこはコメントしておきたいと思いました。

あとは、資料 2 について 2 点。1 点目は 12 ページ、こちらは確認ですが、地域森林計画対象森林の場合の要件を満たしている場合、許可する要件の 4 条件ですが、これはいわゆる林地開発許可の 4 条件と同義であると考えてよいのか。その際に、国の森林法ですと、現在 0.5 ha 以上に林地開発許可の対象になっておったかと思っております。ですので、この条例ではそこに対して上乘せするということだと思うのですが、具体的な運用に入ったときに、この 4 条件を満たすといったときの技術基準は、県が持っている林地開発許可の技術基準をそのまま援用するという考え方でよいのか。またそこが法的に隙がない形で整えられているのかどうか、ここは宿題かもしれませんが、ご確認をお願いしたいと思います。

最後は鈴木先生の事前のコメント、第 2 回以降からコメントがありましたイエローゾーンの取扱いです。次の 13 ページになるのですが、恐らく土砂災害警戒区域、特別警戒区域ではなくて警戒区域のほうは、災害リスク等の低い場所といったんはくくられてしまうのかと思います。

それで、資料 1 の 23 ページに興味深いイラストがありまして、これはまさに、名取委員と一緒に富士見町で私が委員を務めまし

た案件に似たようなところかと思っております。急傾斜地を間に挟みまして、下に特別警戒区域があるという場合の上側の開発は許されるのかといったときに、鈴木先生がおっしゃられているようなイエローゾーンのご心配というのは、このようなケースで想定しておるということでのよいのか。またこうしたときには当然措置命令の対象になると考えてよいのだろうか、ここは確認させていただきたいと思いました。以上です。

田中委員長

ありがとうございます。まず最初に委員長としての認識を示していきますと、最後の2点、地域森林計画対象森林とこのイエローゾーン、いわゆる特定区域に隣接等する場所については、茅野委員の指摘どおりの認識と考えていますので、あとは技術的にそれが国の法令とかどう整合させていくのかという、そこは法令技術の問題でありますので、そこは県に委ねますけれども、基本的には同じ認識でいるということになります。

それから景観については、やはり定量的・定性的に定めていくのは非常に難しいことになりますので、基本的には事業基本計画の中に全ての事業で書いていただくと。一方で、そこで住民と議論しながら決めていただく。ただそのときも、全く何もない状態でただ書くのではなく、やはり県のほうで指針やマニュアル等、先ほどの要望のところでも17ページの1ポツ目で書いたように、景観の配慮措置とか、要はチェック項目というのでしょうか。こうしたところをきちんと指針、あるいは基準、マニュアル等で整備をしていくことがやはり重要だと。

それは恐らく、実際にはこの条例が、例えば一定の成案を経て県議会に提出され、県議会にお認めいただいて成立した後に具体的に市町村やいろいろな関係団体と詰めていくところになるかと認識しておりますけれども、少なくとも計画について、言わば事業者のフリーハンドでやるということは想定していないという認識です。

それから、国については全くそのとおりで、固定価格買取制度については、これまで長野県等が知事会等を通じていろいろな改善要望を出し、そして市町村単位での情報公開などがされてきたという経緯もありますので、ぜひ茅野委員の指摘等を踏まえて、知事会等を通じていろいろな要望等を行っていただければと考えております。

茅野委員、これで今のところはよろしいでしょうか。

茅野委員

はい。

田中委員長

それでは、名取委員、お願いいたします。

名取委員

ありがとうございます。私の方からは、田中委員長の資料1について3点ほどお聞きしたいと思っております。

基本方針の中では、8ページの事業者と住民との合意形成を促進する仕組みだと言っており、10ページで事業者は周辺住民への適切な開催通知を行った上でということの中で、説明会を開催しなければならないと。

これは先ほど資料1の方で、私、以前も言ったのですが、説明会のほかの方法もあり得るのかなということ。それと周辺住民という定義がどこを指すのかという部分がありまして、何メートルか、そこへ行くとやはり離れたところでも周辺住民の定義がかかっている部分があるので、その部分については、やはり何かしらの定義が必要なのかなと。

もし本当に説明会に来られない人もいるので、その他の方法でもいいのかどうなのかという部分を、説明会の記録を県に提出する際、100人いる中でも20人しか説明会に来なかった場合、80人をどうするのだという部分もあるので、その他の方法を考える必要があるのかなということです。

あと、鈴木委員からもありましたけれども、先ほどの定期的な報告です。この部分については、やはり富士見町も相当FITの許可案件があります。そのため、長野県条例の制定日以前の部分についても何か公表ができれば、ぜひお願いしたいということです。

それから16ページが一番下です。県内には、規制条例を制定している自治体が、現時点で、28自治体あるとのことですが、この条例の目的を達成する、規則で定める場合、さらに厳しい条例を適用している自治体は、条例の全部または一部の規定を適用しないという部分の中で、富士見町も県の条例とすみ分けをしたときには、やはり定期的な報告、さらには罰則規定や情報公開という部分は町の条例には規定されておられません。

各28市町村ごとに対応が異なると思いますが、適用や適用除外を県の方も一緒にすみ分けをしていただければと思います。

もう一つだけ、21ページで、「住民の意見を事業に反映させる場合」という部分が気になっておりまして、やはり景観とか植生とか、そういった部分だけはいいいのですが、やはり富士見の事例でいいますと、技術基準みたいな部分で住民が強く言う部分があります。事業者はそれをうのみにしてやった場合でも、市町村の判断、県が判断した場合、まるきり違う場合があり許可にならない案件になることがあるので、そこについてはどこまで反映させるのかという部分、それは事業者の判断になろうかと思っておりますけれども、そちらが気になりました。以上です。

|       |   |
|-------|---|
| 田中委員長 | <p>では、私の考え方、認識を説明してまいります。</p> <p>まず、周辺住民、あるいは住民といった場合の定義は困難です。困難ですので、例えば富士見町で行われる場合も、富士見町の町境で、原村に影響が及ぶ場合に原村を含めるのかとか、半径何百メートルといった場合に、例えば先ほどのイエローゾーンでいくと、急傾斜地の下に位置して半径から外れる場合はどうするのかということで、現実にはそぐわないこととなりますので、やはり基本的にはそれは周辺住民等とここで書いていますけれども、これは誰でも参加できるというような形で、限定することは困難だろうと。</p> <p>一方で、説明会のやり方については、これは県の方で一定のやり方、それは指針なのかマニュアルなのか、それを形で示していただくと。それから、説明会だけではなくて、その説明会、例えば開催から30日以内とかに寄せられた意見については応答義務をきちんと事業者に課すということを考えていると。</p> <p>事業基本計画については公表ですので、当然それを住民がほかの住民にコピーして配ることも当然何の問題もないこととなりますから、そうしたことについてはさほど大きな問題は生じないかなと。むしろ定義をしていくということによって、逆にこの条例の目的にそぐわない場合が出てくると考えられますので、定義をしないことが適切だろうと考えます。</p> <p>また、あくまで事業者に求められるのは合理的な理由に基づく応答です。ですから、必ず住民意見を取り入れなければいけないと言っているわけではありませんので、そこは事業者さんが事業の範囲で合理的に、合理的な理由を付して説明することは必要ですが、必ず受け入れなければいけないというわけではありませんから、そこはそのようなご懸念は大丈夫かと思えます。</p> <p>そして市町村の適用除外につきましては、それは県と市町村で実際にはこうした条例が成立した後、どのようにしていくのか、個別に協議をしていただくしかないのかなと思いますので、一律ということはこの委員長意見では想定していないということです。以上でよろしいですか。</p> |
| 名取委員  | 大丈夫です。  |
| 田中委員長 | <p>ありがとうございます。</p> <p>続いて、平松委員、お願いいたします。</p>  |
| 平松委員  | <p>今までの各委員の意見等もかなり反映された委員長意見ということで、それはそれでいいのかなと思うのですが、ただその中に全然議論されていないようなことも入っているというのがすごく奇異な感じがします。</p>   |

例えば、まず一つ、資料2の11ページ、災害リスクの高い場所のプロセスとあります。これはこれで重要でいいと思うのですが、これだけではなくて、災害を助長する場所も必ず出てくると思うのです。例えばここで、11ページに何でないんだろうと思ったのが、「保安林」という言葉で、それが入っていないのです。保安林の中でも17種類保安林があるので、その中で土砂流出防備保安林とか、土砂崩壊防備保安林で、水源かん養林、それらが入っていないのは何でかなと思いました。この辺はまた今後議論するのかなと思いつきながらお聞きしていました。

ついでに言うておきますが、次の12ページで、再三先ほどから言われているのですが、斜度30度以上の箇所というのがあるのですが、30度以上といっても高さがどうかなと。高さも指標ぐらひは示しておいたほうがいいのではないかと。

土砂災害防止法に基づくと高さが5m以上ということになっているので、その辺は常識だから書いていないのかなと思っているのですが、はっきり書いておいたほうがいいのかなというところがかなり散見されます。

それと、この辺は高さとか斜度というのは数字で表されるから全然問題ないのですが、数字で表すことのできない数少ない指標の一つとして景観と。先ほど上原委員からの意見という形で紹介されたのですが、これは人によっても、時代によっても、感じ方が変わってくるものです。この辺を何とか評価できないのかと。これは環境影響評価法等で、例えばトラベルコストとかCVMとかそういうものを使えば数字も出てくるのです。だからその辺も指標としてどうかなと。

というのは、数字で分けてやらないと、時と場合によってころころ基準が変わってしまうので、その辺はあまりよろしくないのかなと。これはぜひ検討していただきたいと思ひます。

それと、先ほどあつたのですが、後づけで法律をつくって、それが適用できるのか云々の話ですが、たぶんそれはできると思ひます。そういう事例はたしかあつたと思ひます。身近なところで。

あともう一つちょっと引かかつたのが、私、年間幾つも委員長をやっているのですが、こういうのを初めて見たのですが、委員長意見と書いてあるじゃないですか。これはこの中身をこれからこの委員会で審議して、議論して、改訂されたものを委員会の意見だという形で出されるのか。これはあくまでも委員長意見として出すのか。それで大きく方向性が変わってくる。

委員長意見といつたら個人の話じゃないかということになるので、その辺をはっきりさせておいたほうがいいのかなと思ひました。以上です。

|              |  |
|--------------|--|
| 田中委員長        | <p>ありがとうございます。まず、最初に最後の点から説明してまいりますと、この委員長意見はあくまでこの委員会での意見を最大公約数的にこれまでの間を整理したものになります。この分析は、私、委員長になりますので、委員長意見ということです。皆様にはないということです。よろしいですか。</p>  |
| 平松委員         | <p>私、年間何十個も委員長をやっているのですが、初めてこういうのを見たので、ちょっと奇異に感じました。</p>   |
| 田中委員長        | <p>別に委員長、あるいは委員が一定の意見を中間で整理することは何も問題はないと考えております。むしろ、委員長として議事を整理し、役割を果たしていると考えております。</p> <p>続いて保安林をどうするか。幾つか議論でこれまで出てこなかった点が入っているということですが、これは特定区域、それから環境配慮区域は全て県のほうから資料で説明され、県の提案としてこのようにしたらどうかと全て入っておりますので、それについては私のほうで勝手に入れたものではなく、これまで委員会で示されているものと考えております。</p> <p>なお、保安林がその中に入っていないのは、それは県の意見を踏まえて整理しましたので、保安林をどうするかについては、県から説明をお願いいたします。</p> |
| 平松委員         | <p>その前にいいですか。この意見の中で整理されているのですが、これは県からの資料提供、何々の法律に基づくものだとか、そういうのを書いてもらったらすごく後で理解しやすいなと思いました。</p>   |
| 田中委員長        | <p>そこまで書く余裕がなかったです。申し訳ございません。</p>  |
| 平林ゼロカーボン推進室長 | <p>保安林の関係ですが、保安林解除をしないと、例えば太陽光パネルを設置するということが想定されないので、保安林の機能は必要があれば維持されなければいけないわけで、それは逆に言うと、この場所で保安林が必要だという場合に、そこに太陽光を設置したいと言っても、その機能が維持できない限り解除しませんので、一応県としては、たたき台の中には入れなかったという整理で考えております。</p>   |
| 平松委員         | <p>一般的に砂防指定地も全てそうなのですけれども、その解除は簡単にできますね。簡単ということはないけれども。それはどういう根拠で解除できるかということ、担保すればいいと。例えば保安林が 100 円の機能を持っていてくれて、それがなくなってしまう</p>  |

|                               |   |
|-------------------------------|---|
| <p>田中委員長</p>                  | <p>のだったら、100 円の担保を事業者がやればいいと。私はよく昔から言っているのですが、倍返しにしたらいんじゃないかと。100 円のを潰すのだったら 200 円のプラスを持ってこいと。極論かもしれないけれども、そういうのを考えていったほうがいいのかなと思いました。</p>  |
| <p>茅野委員</p>                   | <p>茅野委員、お願いします。</p> <p>市町村の条例を見ておりますと、災害防止のために保安林を抑制区域にするというケースがあったり、最近ですと、県と同じように地域森林計画対象森林を抑制区域にするというような、二つの書きぶりが今混在しているというのが県内の状況かと思えます。</p> <p>私のざっくりした理解では、地域森林計画対象森林は森林法の5条でしたか、いわゆる木が生えているところを森林と呼ぶという2条森林ではなくて、そこが森林であり続けるということに社会的な意味があるということで、地域森林計画を定める対象に加わっているということになりますので、保安林は地域森林計画対象森林に原則として含まれるんじゃないかと思っております。</p> <p>もちろん果たす機能が違うということはあるので、地域森林計画対象森林と保安林を併記するということがあってもよいのですが、県としては、保安林は地域計画対象森林に基本含まれる、またそれは民有林の場合なので、国有林の場合には環境配慮区域のほうに国有林があり、むろん国の林野庁の許可が必要だということもあるので、ここは県として規定するようなレベルのものではないと判断して、保安林は入れなかったのかなと思いました。</p> <p>原則といいますか、保安林よりも地域森林計画対象森林のほう指定範囲としては広い範囲なので、広い範囲を特定区域として指定するというので、保安林の機能が維持されるようなこともこの中には含意されているという理解なのかなと思っていたのですが、その理解でおおむねよいのか確認させてください。</p> |
| <p>平林ゼロカ<br/>ーボン推進<br/>室長</p> | <p>いずれにしろもう一度、穴が開いていないかどうかというのは、法的な部分で、平松委員や茅野先生のご意見を参考にさせていただいて整理させていただきます。</p>  |
| <p>田中委員長</p>                  | <p>あと斜度30度以上とかについては当然ご指摘のとおりだと思いますので、この委員長意見についてはそこまでは書いていませんけれども、それはほかの点も同じです。このように配慮をお願いいたします。</p> <p>それから、景観については評価をどのようにするのか。小規模な50kW程度のもので詳細な景観に対する数値的評価を求めるとい</p>   |

|              |  |
|--------------|--|
|              | <p>のは、実質的にその事業がコストとしてほぼ見合わなくなってしまうので、どのようにするかについては、また県のほうで具体的に指針やマニュアル等を書いて、実質的な事業の阻害とされない範囲で、でも合理的な範囲で景観に配慮できるよう一定の記述をお願いいたします。</p> <p>なお、一番最初の点に関しまして今確認をしましたところ、長野県の審議会等の設置及び運営に関する指針第4（7）におきまして、答申文をまとめるに際しては、委員から成る起草委員会を設けるなど、単に事務局の原案を形式的に追認するだけの機関とならないよう配慮することとありますので、この指針に基づいてこの専門委員会は運営しているところでございます。以上です。</p> <p>ほかに意見はございますか。</p> <p>小松委員、お願いします。</p> |
| 小松委員         | <p>2点ありまして、1点が、県の方の資料の後ろの方だったと思うのですが、稼動し始めたら運転状況も事業者から定期的な報告が県にあるということですが、これはたぶん50kW以上かなとは思いますが、全てでしょうか。</p> <p>それと、市町村にも必要に応じてその情報を提供していただくことは可能でしょうか。</p>  |
| 田中委員長        | <p>そこは私の方で、委員長意見として説明をしていきますと、そこは全て含めてで、公表も含めてということで想定しています。</p>   |
| 小松委員         | <p>それとあと、これは実際に市町村での事務になると思うのですが、説明会というときに、たぶん名取委員もそうだと思うのですが、実際に事業者と住民との話し合いというのは1対1ではなかなかできなくて、そこに第三者的に市が入って、中立の立場で両方のご意見をお聞きしながら折り合うところをとしているのですが、そうすると、例えば50kW以上の場合は県の方々、でも結局は地元のことだから市町村も一緒に同席した方がいいのか、その辺はどのようなお考えでしょうか。</p>   |
| 田中委員長        | <p>まず、説明会の対象は10kW以上全てです。50kW以上ではないです。ですので、10kW以上の場合。</p>   |
| 平林ゼロカーボン推進室長 | <p>たぶん許可事項だと県への許可申請なので。</p>  |
| 田中委員長        | <p>許可のほうですか。特定区域の話ですか。</p>   |

|       |   |
|-------|---|
| 小松委員  | 両方です。   |
| 田中委員長 | <p>ですから、住民の説明会にどうするのか、市町村がどのように関与するのかということについては、これから県と市町村で詰めていただけると。</p> <p>具体的にこの中でそこまで規定は難しいので、小松委員としては、どうした方がいいと考えますか。つまり市町村に同席を求められると困るのか、それとも市町村に同席させてもらえるとありがたいのか、どちらでしょうか。</p>   |
| 小松委員  | <p>たぶん一緒に出席させていただいたほうが、地元の意見をまとめるにはいいのかなと思うのですが、名取さん、どうですか。</p>   |
| 田中委員長 | <p>名取委員、いかがですか。</p>   |
| 名取委員  | <p>長野県の条例をつくるのであれば、何か定義が必要なのかという部分もあったのですが、富士見町は以前、住民の理解に努めなさいという条例でした。ただ、理解をされる方、されない方がいて、結局許可案件になったとき審査をするのは町です。そのため、判断基準が難しいということで、富士見町は3分の2以上の同意を要件としており、それが理解をしたかしないかという判断にさせて頂いております。</p> <p>先ほども、この行政手続法の中では、事業者に対して町や県が資料の提出を求めたときも、あくまで事業者の努力義務ということになります。そのため、申請を提出した時点で判断しなければいけないということもあります。また、基本的に町や県が第三者として説明会に出席した場合、両者の意見をやはり聞かないといけない部分もありますが、基本的には、相対で行っていただいております。事業者による届出なのか、許可申請なのかはありますが。</p> <p>ただ、説明をされていないじゃないかとか、私は周辺住民なのに何も連絡が来ないという問い合わせが、その時点や事後になって連絡がくる場合もあります。そのときの対応というのが、太陽光の担当者になってみれば分かると思いますけれども、相当つらい部分があります。そこは検討が必要かもしれないです。</p> <p>ただ説明会に、自治体が行くというときは、区からの要請なのか、事業者からの要請なのかにもよりますが、中立な立場で行ってもやはりそこでは難しい部分がありますので、富士見町は説明会には基本的に参加しておりません。</p> |
| 田中委員長 | <p>なので、やはりそこは一律に決めるのではなく、詰めていただく</p>  |

|       |   |
|-------|---|
|       | <p>しかないのかなと思っております。ただどちらにしても、そうしたことは条例で規定したり、規則まで規定することではなくて、あくまで指針やマニュアルで一定のやり方を示すというレベルに、どうしても県としてはとどまると思いますので、最終的にはそこは住民からの要望になるかなと。</p> <p>あくまでこの中で、事業者が住民の理解を得たと判断できる場合としてあるのは、結局届出とか許可申請を、いたずらに止めることは法律上非常に難しいので、行政手続法の関係から。そうしますと、その判断は主体的に事業者が行うと考えたというところになります。よろしいですか。</p>  |
| 小松委員  | はい。   |
| 田中委員長 | <p>県の方もよろしいですか。しっかり県と市町村で今後詰めていただければと思います。</p> <p>ほかにいかがでしょうか。</p> <p>では、上原委員、鈴木委員でお願いします。</p>  |
| 上原委員  | <p>先ほど来話にあります景観の主観的な評価は難しいということ、県の方からもご相談を受けたときに、例えば緑で隠せばいいのか、花で目立つようにしたらいいのか、外来種がいいのかとかいろいろありますので、そこら辺の好き嫌いについては非常に難しい面があるのかなという話をしております。</p> <p>一方で、今日茅野委員と平松委員の方から、定量的な評価は非常に重要だということで、委員長、今、画面共有してもいいですか。</p>   |
| 田中委員長 | お願いいたします。   |
| 上原委員  | <p>今、先生たちの議論を聞きながらつくったのですが、例えば、Google Earthで、今、太陽光パネルがあるところにハイライトができます。仮にこっこの自治体でこのパネルがOKという場合にも、ここに大事な自然公園がある場合には、ここから下りてきたら目立つよねという議論に当然なるのかなと思いますので、非常に簡単な方法で、ここにこういうパネルの計画がありますよというのを置いてあげて、自分が通る道からどう見えるかとか、そういうのは非常に定量的というか、基本的にどれぐらいの大きさで見えるのかということが確認できます。</p> <p>情報公開のときに、今の計画案として、出来上がったら大体このぐらいの大きさになるよというものは、オンライン上でただで、僕も今30分ぐらいお話を聞きながらカチカチなぞっただけなので、簡単にできるのかなと思いますので、まずは、ここら辺にこういう</p> |

計画があるよというのを、この赤で示すかどうかとかそれは別として、検討いただければと思います。

一番危惧しているのは、議論する土地の側だけではなくて、反対側の自治体とか、あるいはそこにつながっている観光地から、ちょっとこれは困るよという議論がなされないまま出来上がることで、それは非常にもったいないですし、そこに県が入る意義というか、各自治体がそこまでできないことを県がやる。

一応県のホームページ上では、隣接するところも一応事前に知ることができ、例えばこの道だったら、このカーブのところだけは、現地で見れば木があるので大丈夫だったけど、ここはちょっと目立つから木を植えてもらえないかみたいな前向きな議論ができる情報のシェアがないと、説明会で急に「こんなのができるのか」みたいになると、とてもじゃないですけどもなかなか收拾が難しいと思うので、まずはその物量的なものや位置と地形との関係みたいなものは、割と簡便にできるのではないかなと、この前県とお話した後にも考えておりました。

好き嫌いという議論ではなくて、これぐらいのものが計画されているのかという、事実だけを共有することは十分可能じゃないかと、今日定量的な評価が大事だというコメントがありましたので、そういうことが可能ではないかというご提案をさせていただきます。

私の方からは以上でございます。

田中委員長

上原委員、ありがとうございます。この方法は非常にいいと思いますので、事業基本計画の段階でこうしたものが提示できるよう、県の方でいろいろ工夫をお願いいたします。非常にいいものだと思います。

実際私もドイツでこうしたものの調査に行ったときに、風力発電などはどうしても立体的なものなので、こうした方法を一生懸命いろいろな形で分かりやすく開発するということが、幾つかの大学で行われたりしていました。

一方で、これは確かに太陽光は平置きですので、今のようなGoogle Earthを用いた簡便な方法は非常にいいのではないかと思います。非常にいいご提案です。ありがとうございます。

もう一つ確認をしておきますと、実は事業基本計画ということで、実は届出・許可の前に骨格を示させることには意味があって、なぜかと言いますと、住民との合意、議論を受けて、計画を変えることがしやすい段階だからということです。届出とか許可申請を出してしまうと、もう事業者としては変えられないところまで非常にフィックスしてしまいますので、実はその前に合意形成の場を置いたのは、この前参考人からもそうしたことが重要だと、早期

|              |   |
|--------------|---|
| 鈴木委員         | <p>が大事だにご指摘を受けましたので、このように考えさせていただきました。</p> <p>それでは、鈴木委員、お願いいたします。</p> <p>先ほど茅野委員から、国の定めがあればその下は要らないと、まさにそうなのでしょうけれども、条例というのは、やはりその県や市町村の姿勢というか思いがあってつくるわけです。ですから、国が幾らやったとしても、やはり長野県としてはどう思うかというのは示してもよろしいのではないかという点。</p> <p>それと、実際実効性という意味では、国の目や耳、手・足というのは地方には少ないです。ところが市町村や県というのは、まさにその場にいるわけですから、住民からの通報もあるでしょうし、自分たちで巡回しながら目、耳、手、足とかありますね。ですから、そういう意味では実効性が非常に高くなるという意味では、やはり条例にきちんと明記するというのが、これはやってもいいのではないかなと。だから、何とかやはりしてほしいなということですが。</p> <p>確かに上位法の規制があれば、一応担保はしたと言うのですけれども。条例を作るということはそれでその場所の思いなわけですから、いいんじゃないですか、駄目ですか。</p> |
| 田中委員長        | <p>いいと思います。鈴木委員の気持ちは全く 100%共有しております。あとはそこをどうしていくのか。法令技術的にご研究をしっかりと、前向きに研究していただきたいと思いますが、県はいかがでしょうか。</p>   |
| 平林ゼロカーボン推進室長 | <p>前向きに検討させていただきます。</p>   |
| 鈴木委員         | <p>すみません、何度も。</p>   |
| 田中委員長        | <p>気持ちとしては全く同感です。</p>   |
| 茅野委員         | <p>私が今ある自治体さんと条例制定の準備をしている中で、県としてもこういった条例が今後できるということで、私の理解では、県がこういった立地に関する規制を大括りを定めていただくわけですが、そうなってくると市町村の役割は、やはり FIT であれば 20 年、FIT 以外はもうちょっと短かったり長かったりすると思うのですが、地域住民の皆様の生活環境を損なわないように、しっかりと監視をしていくと。つまり、立地規制をかけるということも大</p>  |

|                     |   |
|---------------------|---|
|                     | <p>事ですが、20年間前後そこに安全な形であるということを担保するために、市町村の条例は、太陽光発電パネルの維持管理というところに力点を置く、そういったシフトが今後必要となるであろうと思っております。</p> <p>その視点をちょっと示しまして、例えば、神戸市の太陽光の条例ですと、毎年だったと思いますが、既存のものも含めて維持管理に関する計画というのを市の方に提出する義務を負わせていたりですとか、そういったものもあつたりします。</p> <p>維持管理というのは、その用地が発電事業としてまっとうした後の話も出てきますので、その廃棄に関することも入れていくのがよいと思いますし、県の条例のほうで入れていただくということに私は全く異論はありません。</p> <p>以上です。</p> |
| <p>田中委員長</p>        | <p>ありがとうございます。新規のものについては、小松委員、鈴木委員の懸念は全てこの条例で反映されることになるのですが、既存についてどうするか。そこはぜひ県のほうで本当に前向きにしっかりご検討をお願いいたします。</p> <p>それではほかにいかがでしょうか。よろしいですか。</p> <p>終了時間が迫ってまいりましたので、ここで討議を終了させていただきます。</p> <p>それでは、事務局から今後のスケジュールについて説明をしてください。</p>  |
| <p>平林ゼロカーボン推進室長</p> | <p>資料1をまたお願いします。34ページ、今後のスケジュールになりますが、今日の議論を踏まえた中で、私ども長野県の責任において、条例の素案なるものを考えさせていただきまして、パブリックコメントを取らせていただき、7月中旬には第4回の専門委員会を予定させていただいております。パブリックコメントの結果ですとか、また審議会への報告案というものについて審議していただきたいと思います。</p> <p>7月下旬には長野県環境審議会に報告を上げたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。</p>   |
| <p>田中委員長</p>        | <p>それでは、事務局におきましては、本日の専門委員の皆様から出された意見を踏まえ、条例素案を整理し、パブリックコメントを実施してください。その際には、非常に分かりやすく伝えるように努力をお願いいたします。</p> <p>また、パブリックコメントの実施内容につきましては、事前に専門委員の皆様にお送りしていただきたいと思っておりますので、御理解をお願いいたします。</p>  |

|               |   |
|---------------|---|
| <p>司会（松本）</p> | <p>         それでは、次回第4回専門委員会は、パブリックコメントの結果を踏まえた専門委員会としての最終報告案についてご議論いただきたいと考えております。<br/>         特に、これまで規制をしていくということについてかなり突っ込んで議論を行ってまいりましたが、やはりそれではゾーニングのポジティブな部分、つまり誘導していく部分についてはどうするのか。先ほど鈴木委員から一定の懸念はあると、前回参考人からも指摘されたところでした。そうしたことも踏まえてどのようにしていくのかということを中心に、議論できればと考えております。<br/>         それでは、事務局のほうにお返しをいたします。<br/>         田中委員長、委員の皆様、本日はどうもありがとうございました。<br/>         次回の専門委員会につきましては、既にご案内のとおり、7月21日金曜日、本日と同じように午後2時からの開催を今のところ予定しております。会場など詳細につきましては、改めてご連絡申し上げますので、よろしくお願いいたします。<br/>         それでは、以上をもちまして、第3回「長野県環境審議会地域と調和した再生可能エネルギー事業の推進に関する専門委員会」を終了したいと思います。<br/>         本日も集中してご討議いただきまして、本当にありがとうございました。<br/>         （了）       </p> |
|               |   |